

第4回定例会は、12月5日から14日までの会期で開かれました。  
町長から、条例制定・条例改正、補正予算、指定管理者の指定など13議案が提案され、慎重に審議した結果、すべて原案のとおり可決しました。

一般質問は、正副議長を除く14議員が行い、3日間にわたって町政をただしました。  
最終日には、追加提案された工事請負変更契約の締結・人事案件・議員発議の意見書提出議案を可決し、10日間の会期を閉じました。

### 条例の要旨

株式会社が設置する学校は、認可や学校評価を認定地方公共団体が行うことになっていきます。認可等の行政処分を行う際には、「適正性」「公正性」「専門性」が確保されなければなりません。そのため、玉村町国際教育特区学校審議会を設置し、「学校の設置認可」「学校評価」「学校経営が悪化した際の調査審議」などを、町長の諮問に応じて調査・審議します。

審議会の委員は、教育関係者や企業経営に専門的知識がある者など10人以内とし、委員の報酬は1日当たり7700円です。

総務常任委員会に付託して審査

原案可決（賛成全員）

本会議で原案可決（賛成全員）

# 株式会社が設置する学校を調査

## 「国際教育特区学校審議会」

### 総務常任委員会 主な質疑

❗ この審議会は、町独自の考えでつくるのか。それとも特区法で定められているのか。

A

特区法でつくらなければならないという決まりがある。

❗

審議会の役割は何か。

A

審議会は町長の諮問機関である。町が用意した資料により審議した上で判断し、その結果を町長に答申する。

❗

審議会委員の選出方法はどのように行うのか。また、公募はしないのか。

A

町長と事務局で検討し、条例に掲げた要件の者を選出する。企業経営に関し専門的な知識がある者として、税理士や中小企業診断士を予定している。公募の予定はない。

❗

審議した内容の公表について定めていないが。

A

この条例は審議会の設置を定める条例であり、柱になる内容だけである。町としても学校経営等の診断をしていくが、この評価結果は特区制度の中でも公表しなければならない規定になっている。

#### ※ 株式会社立の学校

地域の特別の教育上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、内閣総理大臣が認めた構造改革特区において株式会社が設置できる学校です。